

医療型短期入所事業所開設促進事業委託企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和3年1月4日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要等

(1) 業務名

「医療型短期入所事業所開設促進事業」業務

(2) 業務目的

医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められているが、本県における医療型短期入所事業所は、中北圏域に4事業所と偏在しており、全県的に十分な数が確保できておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。

このことから、県内（特に空白圏域である峡東、峡南、富士・東部圏域）に医療型短期入所サービスを提供できる事業所が増え、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう、医療機関や介護老人保健施設に対し、医療型短期入所事業所の開設支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める「医療型短期入所事業所開設促進事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約日から令和3年8月31日（火）まで

(5) 委託料上限額

金10,573,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。ただし、国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこの限りではない。

(3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 医療制度及び障害福祉制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

- (1) 県ホームページからダウンロードすること。

山梨県福祉保健部障害福祉課

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/iryougatatankinyuusho-koubo.html>

- (2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案への参加申込期限

令和3年1月14日（木）午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画書の提出期限

令和3年1月26日（火）午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

医療型短期入所事業所開設促進事業委託に係る企画提案審査会が企画書及び提案者によるプレゼンテーションの内容により審査する。

7 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨